

## 生物多様性地域戦略について

## 【将来像】

- ・ 東部の丘陵や河川沿いに広がる田園地帯などを中心とした豊かな生態系や良好な景観が、多様な主体の活動により保全され、その恩恵が享受できています。
- ・ 私たちの暮らしが生物多様性による恵みによって支えられていることを、一人ひとりが正しく理解し、次世代へ継承されています。

## 【対象地域】

次期環境基本計画と同様に、春日井市全域とします。

## 【計画期間】

次期環境基本計画と同様に、2022 年度から 2030 年度までの計画期間とします。

また、本市の環境や社会経済状況の変化に柔軟に対応するため、中間年度など必要に応じて見直しを行います。

## 【現状と課題】

## 現状

- ・ 本市は、西部から中部にかけての平地は「濃尾平野」の一部、中部から東部にかけての丘陵地は「尾張丘陵」の一部、その東側には弥勒山や道樹山を中心とした 400m前後の山々が連なる山地となっており、それぞれの環境特性に応じて多様な生態系が形成されています。
- ・ 丘陵地や庄内川へ流れ込む河川沿いには、田園地帯が広がり、市内を流れる河川は、緑や水量も比較的多く、その上流部では、周辺の樹木や田園風景と相まって、良好な景観を形成しています。
- ・ 自然環境の保全を推進する市民のリーダーとして、自然環境の保全に関する知識の普及や、保全活動の推進を目的として活動している自然環境保全活動推進員は、東部の丘陵地での巡回活動や学習会の開催などを継続して実施しています。
- ・ 市の中部には知の拠点である中部大学があり、市と連携して大学の持つ人材や技術、知の資産を活用した地域再生・地域活性化に取り組んでいます。
- ・ 市の東部には、市の施設である「少年自然の家」と「都市緑化植物園」があり、幅広い年齢層の方が楽しめる自然体験活動の場を提供しています。
- ・ 玉野川溪谷にかかる城嶺橋に始まり、道樹山・弥勒山を経て、西尾峠に至る東海自然歩道の春日井コースは、四季を通じてハイキングで賑わっています。

## 課題

- 環境の変化を把握・予測し、具体的な施策を実践するために必要な市内の自然環境や生きものの生息状況などの情報が不足していることから、市域全体での基礎的な調査を実施する必要があります。
- 水辺に生息・生育する生きものにとって重要な環境である水田が、開発等により減少しつつあります。
- 里地里山に代表される地域においては、人の手が加えられなくなることにより、生物相の単純化やイノシシの食害などが進行し、かつてのような質の高い自然の豊かさを維持できなくなる懸念があります。
- 人の生活によって持ち込まれた外来種の増加は、農作物への被害をはじめとする生活環境への影響はもとより、在来種を中心として多様な生態系や良好な景観にとって大きな脅威となっています。
- 市内における生物多様性に対する気候変動による影響はよくわかっていませんが、外来種を含む南方系の動植物の分布拡大などにより、在来種の生息・生育環境を圧迫することが懸念されます。
- 自然環境の保全を支えている市民団体の活動が、多様な主体に展開され、市域全体で実践されていく必要があります。
- 生物多様性による恩恵を将来にわたり享受していくため、実践されている保全活動を若い世代へ継承していく必要があります。

## 【施策】

### 基本方針1 多様な生きものの生息・生育環境の保全

#### 〈目標〉市域全体の自然環境基礎調査の実施

No.	施策の概要	関連する法令・計画等	主な担当課
1	市内に生息・生育する野生生物の分布・生態等について、多様な主体と連携して調査し、データベース化を図り、多様な生息・生育環境を保全するために必要な施策を推進します。	・春日井市自然環境の保全を推進する条例	環境保全課
2	多くの希少な野生動植物種が生息・生育し、特に優れた自然環境を保護する必要がある地区については、自然環境保全地区などの指定を検討します。	・春日井市自然環境の保全を推進する条例	環境保全課
3	野生鳥獣との適切な関係を築くために、適正な保護・管理を進めていきます。	・鳥獣保護管理法 ・春日井市鳥獣被害防止計画	環境保全課 農政課
4	大規模な開発行為等の際には、事前に生物多様性の保全に必要な情報提供や助言などを行います。	・春日井市自然環境の保全を推進する条例 ・春日井市生活環境の保全に関する条例	環境保全課 環境政策課
5	外来種に関する情報を収集し市民などへ提供するとともに、より理解を深めるための機会を提供し、外来種についての普及啓発を推進します。	・外来生物法 ・春日井市自然環境の保全を推進する条例	環境保全課
6	地域の生態系や農作物などへ大きな影響を及ぼす外来種については、多様な機関と連携して生息・生育状況や被害状況などを調査し、防除を推進します。	・鳥獣保護管理法 ・春日井市鳥獣被害防止計画 ・外来生物法 ・春日井市自然環境の保全を推進する条例	環境保全課 農政課

基本方針 2 持続可能な生物多様性の恩恵の享受

〈目標〉市内全体の緑被率を維持：42%（2016年度）→42%

民有地緑化の箇所数を増やす

：あいち森とみどりづくり事業（緑の街並み推進事業）実施箇所 5箇所

No.	施策の概要	関連する法令・計画等	主な担当課
7	東部の丘陵地は、災害の防止や緑の景観の保全のため、自然公園、地域森林計画対象民有林、保安林、天然記念物の指定を継続し、植樹や間伐などの森林の適正な整備・維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林法</li> <li>・ 春日井市森林整備計画</li> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 春日井市文化財保護条例</li> <li>・ 自然公園法</li> <li>・ 春日井市緑化の推進に関する条例</li> <li>・ 春日井市緑の基本計画</li> </ul>	農政課 公園緑地課 文化財課
8	身近に自然とふれあえる貴重な場であるとともにヒートアイランド現象の緩和など、都市環境を改善する機能を有する市街地周辺に残る樹林地は、高蔵林特別緑地保全地区の指定を継続するとともに、里山保全事業などを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市緑地法</li> <li>・ 春日井市緑化の推進に関する条例</li> <li>・ 春日井市緑の基本計画</li> </ul>	公園緑地課
9	食を支えることを始め、洪水防止や美しい景観の形成など様々な働きを持つ農地は、農業関係団体などとの連携により、有効利用を促進し、耕作放棄地の縮減に努め、優良な農地の保全に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地法</li> <li>・ 農業振興地域の整備に関する法律</li> <li>・ 春日井市農業振興地域整備計画</li> </ul>	農政課
10	ふれあい農業公園「あい農パーク春日井」を活用し、農業の理解や知識、興味に応じた多様な「農」とのふれあいを提供し、農地の保全につなげていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園法</li> <li>・ 春日井市ふれあい農業公園条例</li> </ul>	農政課
11	河川などの水質調査を定期的に行い、水質保全に努めるとともに、治水・利水と環境が調和した河川などの適正な維持管理により、身近な生きものの生息・生育環境や、緑と一体となった水辺の景観を保全します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質汚濁防止法</li> <li>・ 河川法</li> </ul>	環境保全課 河川排水課

No.	施策の概要	関連する法令・計画等	主な担当課
12	河川沿いの緑地や緑道等の水辺空間は、親水性や生態系に配慮した緑化を推進するとともに、河川敷の公園や散策路の整備を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春日井市緑化の推進に関する条例</li> <li>・春日井市緑の基本計画</li> </ul>	公園緑地課
13	一部区間が未整備であるふれあい緑道の計画的な整備を検討し、落合公園をはじめとする緑の拠点とのネットワークを形成するとともに、都市計画道路の整備に合わせた街路樹の整備により、緑のネットワーク化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春日井市緑化の推進に関する条例</li> <li>・春日井市緑の基本計画</li> </ul>	公園緑地課
14	公共施設の緑化を推進するとともに、住宅等の敷地内緑化を支援し、一定規模以上の民間開発に対しては、緑地の整備を促すことで民有地の緑化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春日井市緑化の推進に関する条例</li> <li>・春日井市緑の基本計画</li> </ul>	公園緑地課

### 基本方針3 生物多様性を支える人材の育成

〈目標〉「生物多様性」の言葉の意味の認識率：51.2%※1→75%

自然環境保全推進員の数：延べ227名（2021年度予定）→延べ350名

※1 県政世論調査（愛知県 2020年）

No.	施策の概要	関連する法令・計画等	主な担当課
15	生物多様性について市民一人ひとりが身近な問題として関心を持ち、理解し行動につなげるために、自然観察会や学習会など自然とのふれあいの機会や場を提供していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春日井市自然環境の保全を推進する条例</li> <li>・春日井市環境基本条例</li> <li>・春日井市環境基本計画</li> </ul>	環境保全課 環境政策課 学校教育課
16	自然環境の保全を推進する市民のリーダーとしての役割を担う自然環境保全活動推進員を継続して養成していくとともに、更なる活躍の場を提供できる仕組み作りを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春日井市自然環境の保全を推進する条例</li> </ul>	環境保全課
17	多様な主体へ情報提供や情報交流を推進し、情報の共有を図るとともに、自発的な市民活動ネットワークづくりを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春日井市自然環境の保全を推進する条例</li> <li>・春日井市環境基本条例</li> <li>・春日井市環境基本計画</li> </ul>	環境保全課 環境政策課
18	公園・緑地の計画や管理運営まで、緑のまちづくりに関心のある市民が参画できるような手法を検討・実施し、緑のまちづくりの担い手の確保・育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春日井市緑化の推進に関する条例</li> <li>・春日井市緑の基本計画</li> </ul>	公園緑地課